

## 法医鑑定例概要を用いた研究の実施規程

平成 29 年 6 月 7 日制定

(改定：令和 4 年 1 月 19 日)

日本法医学会理事会・医の倫理委員会

### (趣旨)

1. 特定非営利活動法人日本法医学会（以下「学会」という。）の法医鑑定例概要は、学会の企画調査委員会が各賛助機関からの報告に基づいて毎年編集・発行するもので、解剖や鑑定の現状および実施状況を学会および学会員が把握し、公衆衛生の向上および増進に資する情報を収集するとともに、社会における解剖・鑑定の役割・貢献を学会として明確にすることを目的に作成されている。しかし、最近では学会内外を問わず、関連研究において法医鑑定例概要の貴重な情報の利用が求められるようになったため、この規程により、法医鑑定例概要の利用を含んだ研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用できる法医鑑定例概要の範囲)

2. 学会において電磁媒体として過去に発行した 2002 年版以降の法医鑑定例概要とする。2001 年以前の冊子体の法医鑑定例概要は利用できない。

### (法医鑑定例概要の利用条件)

3. 法医鑑定例概要を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守する。
  - (1) 法医鑑定例概要の事例情報には個人が特定できないよう匿名化を高めているが、一部には匿名化の記載が十分でない場合もある。このため、利用者が利用結果を公開する場合には、事例や人物の特定に至らない十分な匿名化確保を保証するよう努めなければならない。
  - (2) 法医鑑定例概要を非学会会員が利用する場合は、法医学に関連する研究に限るものとし、その研究課題に関して必ず 1 名以上の学会正会員が研究者として参加し、法医鑑定例概要が適正に利用されるよう努めなければならない。
  - (3) 利用者が結果を公表するときには、法医鑑定例概要を資料として利用したことを明記すること。
  - (4) 法医鑑定例概要使用の可否以外についての研究内容は、利用者が所属する機関の倫理委員会の審査を受けること。

(手続き)

4. 法医鑑定例概要を利用した研究を希望する者は、第3項に掲げる利用条件に同意したうえで、理事長に研究課題を審査申請する。医の倫理委員会は理事長の依頼を受けてその研究における法医鑑定例概要の利用の可否について審議する。

(1)理事長に倫理委員会審査申請書（日本法医学会医の倫理委員会規程第10条）を提出する。但し、次の点に留意すること。

- ・「申請者：」欄には必ず1名以上の学会正会員が含まれていること。
- ・「審査申請事項：」欄には研究概要とともに「法医鑑定例概要の利用」を明記し、法医鑑定例概要のどの項目を参照するのか、また個人情報の漏洩がないようにどのように配慮を施すのかを明記すること。
- ・学会が行う情報公開の内容（研究課題名、研究実施機関名、研究実施期間、法医鑑定例概要から抽出する情報および抽出対象期間、個人情報保護の方法、情報利用拒否の申出の自由、申請者〔学会正会員〕の氏名・所属・連絡先〔情報利用拒否の申出先〕につき明記した文書（以下、情報公開文書という。）を作成し、添付すること。情報公開文書の様式は別に定める通りとし、学会ホームページにアップロードする。

(2)理事長が学会の医の倫理委員会に利用について審議を依頼する。

(3)医の倫理委員会委員長は速やかに審議を行い、結果を理事長に答申する。

(4)理事長は申請者に対して結果を報告して、研究課題が倫理的に妥当であれば承認書を発行する。

(5)医の倫理委員会は、承認された研究課題について、研究課題名・審査申請日・審査終了日、および、情報公開文書を学会ホームページにアップロードする。

(利用情報の制限)

5. 既に発行されている法医鑑定例概要の解剖所見または事例の詳細が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議を経て、該当事例内容の一部又は全部の利用を許可しない。

(1)解剖所見または事例の詳細に個人情報または事例や人物を特定しうる可能性のある情報が含まれており、匿名化することが困難な場合。

(2)情報提供した賛助機関から利用制限の申し出があった場合。

(免責事項)

6. 法医鑑定例概要の利用によって生じた損害について、学会はその責任を負わない。

(事務組織)

7. 法医鑑定例概要の利用に係る手続きの窓口は、学会事務局とする。

(その他)

8. この利用指針に定めるもののほか、法医鑑定例概要の利用に関し必要な事項は、医の倫理委員会で協議し理事会で定める。

附則

1. この指針は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
2. この指針は令和 4 年 2 月 1 日から改定し、施行する。